

定 款

東洋エンジニアリング株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は東洋エンジニアリング株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 石油、ガス、石油化学、一般化学、電気、原子力、石炭、電力、鉄鋼、非鉄金属、造水、農業、食品、飼料、生化学、医薬品、医療、情報、通信、交通、運輸、流通、備蓄、資源開発、都市開発、地域開発、人工知能、工場自動化、公害防止、災害防止、環境保全等に関する次の事業
 - ① 設備、施設の総合的計画、設計、建設、運転、保守、管理およびそのコンサルティング
 - ② 機器、装置の設置および土木、建築、電気、計装、管等の工事の請負
 - ③ 機器、装置の製作、修理、調達、検査、輸送および販売
 - ④ 機器、装置、設備、施設に関連する研究、技術開発およびその受託
 - ⑤ 機器、装置、設備、施設のリースおよび割賦販売
2. 石油、天然ガス等のエネルギー資源および鉱物資源等の探鉱、開発に関する鉱業権の取得ならびにそれらの資源の

生産、製造、加工、売買および貸借

3. 工業所有権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの取得、開発および販売
4. 情報の処理、提供および通信情報システムに関するサービス業
5. 不動産の売買、賃貸および管理
6. 旅行業、損害保険の代理業および労働者派遣事業
7. 前各号に付帯関連する事業
8. 前各号のほか必要な事業に対する投資

(所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(2) 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式	1億株
A種優先株式	25百万株

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定

めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第2章の2 A種優先株式

(剰余金の配当)

第12条の2 当会社は、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優

先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。

（剰余財産の分配）

第12条の3

(1) 優先分配金

当社は、剰余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、740円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。

（議決権）

第12条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合または分割および株式無償割当て）

第12条の5

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式

およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第12条の6 A種優先株主は、いつでも、法令の定める範囲内において、当社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して普通株式1株を交付する。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集する。

(2) 臨時株主総会は必要に応じ随時招集することができる。

(3) 株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地もしくは千葉県習志野市またはこれに隣接する地においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当会社の議決権を有する株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人はその代理権を証する書面を株主総会ごとにあらかじめ当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印し、10年間当会社に備え置く。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の

内容である情報について電子提供措置をとる。

- (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(種類株主総会)

第19条の2 第13条から第19条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任)

第21条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付および代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名を置く。

- (2) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- (3) 取締役社長は取締役会の決議に基づき業務の執行を統轄し、取締役は取締役社長を補佐し、取締役社長差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によりその職務を代行する。

(取締役会の招集権者、招集通知および議長)

第24条 取締役会は取締役をもって組織し、当会社の重要な業務の執行を決定する。

- (2) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。ただし、取締役会長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。
- (3) 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- (4) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が議長となる。ただし、取締役会長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

(取締役会の書面決議)

第25条 当社は、会社法第370条に基づき、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第28条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第30条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- (2) 監査役はその互選をもって常勤の監査役の中から常任監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第36条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締

結することができる。

第6章 会計監査人

(選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- (2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準

日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和54年6月28日改正
昭和55年6月27日改正
昭和56年6月29日改正
昭和57年6月29日改正
昭和63年6月28日改正
平成3年6月26日改正
平成5年6月25日改正
平成6年6月28日改正
平成11年6月29日改正
平成14年6月27日改正
平成15年6月27日改正
平成16年6月25日改正
平成18年6月28日改正
平成21年6月23日改正
平成26年6月25日改正
平成28年6月29日改正
平成29年6月27日改正
平成31年2月12日改正
令和4年6月25日改正